

西合志高速バス停駐輪場 管理規定

当駐輪場ご利用の際は下記の管理規定を遵守されますようお願いいたします。

1. 駐輪場の供用時間

- (1) 24時間供用

2. 駐輪料金

- (1) 無料

3. 利用者

- (1) 西合志高速バス停の利用者に限ります。

4. 駐輪できる車両

- (1) 自転車及び原動機付自転車(50cc)の車両に限ります。
(総排気量50ccを超える自動二輪は利用できません。)

5. 駐輪場の利用

- (1) 駐輪以外の目的で当駐輪場に立ち入ることはできません。
- (2) 駐輪場内では降車し、必ず手で押し進めて下さい。
- (3) 駐輪場内の駐輪位置に正しく駐輪して下さい。
所定の駐輪位置以外の駐車場内及び通路等への駐輪は一切禁止いたします。
- (4) 駐輪の際は、必ずチェーン錠やU字ロック等を併用した二重施錠をお願いいたします。
- (5) 長期間(7日以上)放置されている自転車は、警告に従わない場合は撤去する場合があります。
その場合、利用者(所有者を含む)は管理者へ撤去に要した費用を支払うものとします。

6. 利用者の遵守事項

- (1) 場内の施設、器物、その他車両等に損傷を与えた時は直ちに管理者へ届けて下さい。
- (2) 場内において、営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は行わないで下さい。
- (3) 場内での喫煙または火気の取扱いは行わないで下さい。
- (4) その他、他の利用者に迷惑となる行為はお止め下さい。

7. 駐輪拒絶等

- (1) 駐輪場の施設、器物、若しくは他の車両を滅失し、又は、破損の恐れがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物、その他危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (3) 著しく騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき。
- (5) その他駐輪場の管理上支障があると認められるとき。

8. 保管責任

下記の場合の事故については、当駐輪場は責任を負いませんのでご了承下さい。

- (1) 利用者同士の事故やトラブルは双方で解決してください。破損等については一切責任を負いません。
- (2) 自転車及びその付属物、貴重品やその他の物品等の盗難、滅失、損傷。
- (3) 地震、落雷、火災、風水害等の不可抗力による直接・間接的な損害。
- (4) 駐輪場の利用方法・規約に違反または一般常識・道徳では考えられない利用による損害。

9. 利用者の損害賠償の責任負担

- (1) 不正行為、または利用方法、管理規定に違反した場合、管理者は必要な措置を講ずることができ、駐輪場利用者は、その損害を管理者に支払わなければなりません。
- (2) 駐輪場利用者(所有者を含む)は、場内の設備、他の駐輪場利用者等に損害を与えた場合は、直ちに相手側に損害を賠償しなければなりません。

10. 管理者連絡先

九州産交バス株式会社 管理部 電話 096-325-8243 平日 9:00~18:00

11. 協力

合志市役所(道路管理者) 建設課 電話 096-242-1276 平日 8:30~17:15